

九州大学病院外国人医師等のための医学生涯教育プログラム規程

令和元年度九大規程第96号

制 定：令和 元年10月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、外国の医師免許を有する医師等（以下「外国人医師等」という。）のための九州大学病院（以下「病院」という。）における医学生涯教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プログラムは、外国人医師等に最新の治療技術等に関する知識を習得させ、もって諸外国の医療の発展に寄与することを目的とする。

(受講資格)

第3条 プログラムを受講できる者は、外国の医師免許を有する医師その他受講者の職務に応じた外国の免許又は資格を有する医療従事者とする。

(受講の申請)

第4条 プログラムの受講を希望する者（以下「申請者」という。）は、プログラムの受講を希望する日の1月前までに所定の申請書により九州大学病院長（以下「病院長」という。）に申請しなければならない。

(受講の許可)

第5条 病院長は、前条により提出された申請書に基づき、申請者と調整の上、開催日及びプログラムの内容を定めるものとする。

2 病院長は、前項の調整が整い、病院の業務に支障がないと認めたときは、プログラムの受講を許可することができる。

3 病院長は、前項の許可をしたときは、申請者に書面により通知するものとする。

(受講料)

第6条 プログラムの受講料は、50,000円とする。

2 プログラムの受講を許可された者は、所定の期日までに、九州大学（以下「本学」という。）が指定する口座への振込みにより受講料を納付しなければならない。

3 既納の受講料は、返還しない。ただし、受講者の責めに帰すことができない事由により受講できない場合にあっては、受講料を還付することができる。

(遵守事項)

第7条 受講者は、本学が定める諸規則等を遵守し、本学職員の指示に基づき受講しなければならない。

(受講許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、病院長は受講の許可を取り消すことができる。

(1) 天災地変等のやむを得ない事由により、病院におけるプログラムの実施が困難になったとき。

(2) 第4条に定める申請書の内容に虚偽等があったとき。

(3) 第6条に定める受講料を所定の期日までに納付しなかったとき。

(4) 受講者が前条の規定に違反したとき又は受講者としてふさわしくない行為をしたとき。

2 前項の受講許可の取消しによって生ずる損害については、本学はその責を負わない。

(損害賠償等)

第9条 受講者は、本人の故意又は過失により施設設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(修了証書)

第10条 病院長は、プログラムを修了した者に対し、修了証書を授与する。

(事務)

第11条 プログラムに関する事務は、病院事務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。